

保安規定の変更について

2020年10月XX日

三菱原子燃料株式会社

- 1. 保安規定変更の概要**
- 2. 保安規定変更の主な内容**

1. 保安規定変更の概要

「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）及び関連規則が一部改正又は制定され、2020年4月より施行されたことから、保安規定の条文の記載を削除、追加又は変更する。

<保安規定変更の理由>

(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

- ・「核燃料物質の加工の事業に関する規則」（加工規則）及び「加工施設における保安規定の審査基準」（保安規定審査基準）の改正に伴う変更
- ・「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（品質管理基準規則）及びその「解釈」の制定に伴う変更

(2) 新規制基準対応工事が完了した建物・設備に係る事項の変更

- ・新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持に関する事項の変更
- ・撤去設備（第1次設工認）の反映

(3) 記載の適正化

2. 保安規定変更の主な内容

(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

1) 加工規則及び保安規定審査基準の反映

「加工規則」及び「保安規定審査基準」の改正内容を、保安規定に反映する。

<「加工規則」及び「保安規定審査基準」の保安規定への反映内容（その1）*1>

| 「加工規則」及び「保安規定審査基準」 | | 保安規定 | |
|--------------------|-----------------------------------|---|------------------------|
| 加工規則第8条 第1項の号番号 | 「保安規定審査基準」の項目 | 変更箇所 | 変更理由 |
| 第1号 | 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 | 第5条の2（保安品質マネジメントシステムの文書化）、第6条（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ） | ・品質マネジメントシステムに関する事項の反映 |
| 第2号 | 品質マネジメントシステム | 第2章 保安品質マネジメントシステム | |
| 第3号 | 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織 | 第17条（職務） | ・施設管理に関する事項の反映 |
| 第4号 | 核燃料取扱主任者の職務の範囲等 | 第19条（核燃料取扱主任者の職務） | |
| 第5号 | 保安教育 | — | ・現行保安規定に規定 |
| 第6号 | 加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等 | 第31条（操作上の一般事項） | ・引継ぎ時に実施すべき事項の反映 |
| 第7号 | 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 | 第47条の2（保全区域） | ・保全区域に関する事項の反映 |
| 第8号 | 排気監視設備及び排水監視設備 | 第66条（計器及び放射線測定器の校正の実施） | ・施設管理に関する事項の反映 |
| 第9号 | 線量、線量当量、汚染の除去等 | — | ・現行保安規定に規定 |
| 第10号 | 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法 | 第55条（放射線測定器類の管理） | ・施設管理に関する事項の反映 |

(*1：補足資料① 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表参照)

2. 保安規定変更の主な内容

< 「加工規則」及び「保安規定審査基準」の保安規定への反映内容（その2）*1 >

| 「加工規則」及び「保安規定審査基準」 | | 保安規定 | |
|--------------------|-------------------------|---|-------------------------|
| 加工規則第8条 第1項の号番号 | 「保安規定審査基準」の項目 | 変更箇所 | 変更理由 |
| 第11号 | 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 | — | ・現行保安規定に規定 |
| 第12号 | 放射性廃棄物の廃棄 | 第76条（放射性液体廃棄物）、第77条（放射性気体廃棄物） | ・ALARAの精神にのっとり管理することの反映 |
| 第13号 | 非常の場合に講ずべき処置 | — | ・現行保安規定に規定 |
| 第14号 | 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置 | 第78条（非常時の措置に係る計画及び実施）、第89条（火災防護活動に係る計画及び実施）、第91条（初期消火活動のための体制の整備）、第94条（火災防護活動のための体制の整備）、第95条（自然災害等発生時の保全活動に係る計画及び実施）、第97条（自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備）、第100条（重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備） | ・保安規定審査基準の記載内容の反映 |
| 第15号 | 記録及び報告 | 第5条の5（記録の管理） | ・品質マネジメントシステムに関する事項の反映 |
| 第16号 | 加工施設の施設管理 | 第7章 施設管理 | ・施設管理に関する事項の反映 |
| 第17号 | 技術情報の共有 | 第10条（調達プロセス）、第15条の2（是正処置等）、第15条の3（未然防止処置） | ・品質マネジメントシステムに関する事項の反映 |
| 第18号 | 不適合発生時の情報の公開 | 第13条（不適合の管理） | ・品質マネジメントシステムに関する事項の反映 |
| 第19号 | その他必要な事項 | 第1条（目的） | ・保安規定審査基準の記載内容の反映 |

(*1：補足資料① 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表参照)

(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

2) 品質管理基準規則に関する事項の反映

「品質管理基準規則」及びその「解釈」の内容を、保安規定 第2章「保安品質マネジメントシステム」に反映する。

<「品質管理基準規則」及びその「解釈」の主な反映内容*2>

| 「品質管理基準規則」及びその「解釈」 | | | 保安規定 第2章「保安品質マネジメントシステム」 | | |
|--------------------|------------------------|-----------|--------------------------|----------------------------|-------------|
| 章番号 | 章タイトル | 条番号 | 節番号 | 節タイトル | 条番号 |
| 第1章 | 総則 | 第1条～第3条 | 第1節 | 保安品質マネジメントシステムの目的、定義及び適用範囲 | 第4条～第4条の3 |
| 第2章 | 品質マネジメントシステム | 第4条～第8条 | 第2節 | 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項等 | 第5条～第5条の5 |
| 第3章 | 経営責任者等の責任 | 第9条～第20条 | 第3節 | 経営責任者等の責任 | 第6条～第6条の12 |
| 第4章 | 資源の管理 | 第21条～第22条 | 第4節 | 資源の管理 | 第7条～第7条の2 |
| 第5章 | 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 | 第23条～第43条 | 第5節 | 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 | 第8条～第11条の6 |
| 第6章 | 評価及び改善 | 第44条～第53条 | 第6節 | 評価及び改善 | 第12条～第15条の3 |

(*2: 補足資料② 品質管理基準規則及び解釈の事業許可・保安規定への反映一覧参照)

2. 保安規定変更の主な内容

(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

3) 施設管理に関する事項の反映

JEAC4209-2016「原子力発電所の保守管理規程」の内容を、保安規定第7章「施設管理」に反映する。

<JEAC4209-2016「原子力発電所の保守管理規程」の主な反映内容>

| JEAC4209-2016「原子力発電所の保守管理規程」 | | 保安規定反映箇所 第7章「施設管理」 | |
|------------------------------|------------------------------------|--------------------|--------------------------------|
| No. | 保守管理 ^{*3} | 該当条番号 | 該当箇所 |
| MC-5 | 保守管理の実施方針及び保守管理目標 | 第62条～ 第62条の2 | 施設管理計画、施設管理方針及び施設管理目標 |
| MC-6,7,8 | 保全プログラムの策定、保全対象範囲の策定、保全重要度の設定 | 第62条の3～ 第62条の5 | 保全プログラムの策定、保全対象範囲の策定、保全重要度の設定 |
| MC-9,10 | 保全活動管理指標の設定及び監視計画の策定、保全活動管理指標の監視 | 第62条の6 | 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 |
| MC-11,12 | 保全計画の策定、実施 | 第62条の7～ 第62条の8 | 保全計画の策定、保全の実施 |
| MC-13,14 | 点検・補修等の結果の確認・評価、点検・補修等の不適合管理及び是正処置 | 第62条の9～ 第62条の10 | 保全の結果の確認・評価、不適合管理、是正処置及び未然防止処置 |
| MC-15 | 保全の有効性評価 | 第62条の11 | 保全の有効性評価 |
| MC-16 | 保守管理の有効性評価 | 第62条の12 | 施設管理の有効性評価 |

*3 : JEAC4209-2016の「保守管理」は、「施設管理」に読み替える。

(2) 新規制基準対応工事が完了した建物・設備に係る事項の変更

1) 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持に関する事項の変更

- ・建物及び設備に対し、**廃棄物管理棟以外の建物及び設備についても対象となるよう、新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設計工事認可に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、その機能を維持する旨、記載を変更する。**

(第67条の2「新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持」)

2) 撤去設備 (第1次設工認) の反映

- ・**第1次の設計工事認可で使用前検査を実施した撤去設備** (成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設及びその他加工施設) **について、保安規定の図・表 (第3図、別表第1-3、別表第2) に反映する。**

(3) 記載の適正化

1) 手順の明確化

- ・ 設定されている管理区域も含め、**一時的な管理区域の設定及び解除の手順を適正化**（第42条「管理区域」）

2) 語句の適正化

- ・ **法 → 法令**（第42条「管理区域」、第43条「管理区域の区域区分」）
- ・ 保安検査のコメントを受け、**計画停電時の措置の記載を適正化**（第67条「計画停電時等の措置」）
- ・ その他語句の適正化

3) 章番号、節番号、条番号、項番号の適正化

- ・ 保安規定の変更に伴い、**章番号、節番号、条番号、項番号を適正化**

2. 保安規定変更の主な内容

(4) 章構成の変更

凡例：赤色下線文字：変更箇所

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| | 第2章 <u>保安品質マネジメントシステム</u> |
| 第2章 保安管理体制 | 第3章 保安管理体制 |
| 第3章 教育・訓練 | 第4章 教育・訓練 |
| 第4章 加工施設の操作 | 第5章 加工施設の操作 |
| 第5章 放射線管理 | 第6章 放射線管理 |
| 第6章 保守管理 | 第7章 <u>施設管理</u> |
| 第7章 核燃料物質の管理 | 第8章 核燃料物質の管理 |
| 第8章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない 廃棄物の管理 | 第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない 廃棄物の管理 |
| 第9章 非常時の措置 | 第10章 非常時の措置 |
| 第10章 火災防護活動 | 第11章 火災防護活動 |
| 第11章 自然災害等発生時の保全活動 | 第12章 自然災害等発生時の保全活動 |
| 第12章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模 損壊発生時の保全活動 | 第13章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模 損壊発生時の保全活動 |
| 第13章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減 させるための措置 | 第14章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減 させるための措置 |
| 第14章 定期評価 | 削除 |
| 第15章 記録及び報告 | 第15章 記録及び報告 |



三菱原子燃料

MOVE THE WORLD FORWARD

**MITSUBISHI
HEAVY
INDUSTRIES
GROUP**